

下妻市立宗道小学校いじめ防止等基本方針

令和8年4月1日
下妻市立宗道小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) 下妻市立宗道小学校いじめ防止等基本方針策定の目的

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとするなど深く傷つき、悩んだり等深刻な状況の児童もいる。いじめの問題への対応は学校として非常に大きな課題である。いじめに対しては、本校のどの児童にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「下妻市立宗道小学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。いじめの防止等のための対策は、児童が一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめ問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行う。

(4) いじめ防止等に向けた方針

- ① 教育活動全体を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 児童が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうるという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を行うことで変化を敏感に察知し、いじめを受けている兆候を見逃さないように努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめでないかと疑われる場合は、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりを持ち、的確に状況の把握を行う。いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあ

たる。

- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケート調査や個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめの未然防止を図る取組

(ア) 生徒指導体制の充実

- ・児童が、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・分かる授業を推進するとともに、授業中の規律（姿勢や発表の仕方、聞き方等）の指導を徹底することにより、確かな学力の向上を図り、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを分からせる。

(イ) 教育相談体制の充実

- ・学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・「校内オンライン相談窓口」やスクールカウンセラーの役割を児童に知らせることで、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、委員会活動等の児童自身の手による取組を促す。

(ウ) 人権教育の推進

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・人権教育週間では、全学級で人権教育の授業や「みんななかよし集会（人権集会）」を行い、人権意識の高揚を図る。

(エ) 地域・保護者との連携

- ・授業参観や保護者懇談会の開催、保護者との面談、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配り

を依頼する。

② いじめの早期発見のための取組

(ア) 定期的なアンケート調査

- ・「学校生活のアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係、携帯電話の利用状況等を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・「学校生活のアンケート」と同様に月1回程度の「いじめに関するアンケート」により、実態を把握する。
- ・「いばらき心の健康観察」を月に1回程度実施し、児童の日常の機微な心情の変化にも目を向けられるようにする。

(イ) チェックリストの活用

- ・「いじめ対応セルフチェックリスト」を用いたチェックを年3回行い、いじめの早期発見に努める。

(ウ) 教育相談の充実

- ・「学校生活に関するアンケート」をもとに、年に1度、定期教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・定期的な相談以外に、日頃から自分から相談できる学校の雰囲気をつくる。

(エ) 観察のポイント

- ・遅刻欠席が多い。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。無視される。からかわれる。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。体に傷やあざがある。ぽつんと一人でいる。使い走りさせられる。発言で爆笑が起きる。プロレスの技を仕掛けられる。持ち物が隠される。落書きされる。あだ名で呼ばれる。必要以上のお金を持っている。

③ いじめが発生したときの指導

(ア) 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(イ) 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(ウ) 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

(エ) 保護者との連携

- ・いじめの実情、学校としての今後の対応等を連絡し、事案解消のための具体的な対策を説明する。
- ・今後のいじめへの対応などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

④ ネット上のいじめへの対応

(ア) 被害児童への対応

- ・スクールカウンセラー等を要請するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。
- ・毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童の立場に寄り添った支援を行う。
- ・学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行く。

(イ) 加害児童への対応

- ・仕返しとして、誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情について綿密に調べる。
- ・「ネット上のいじめ」も、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行い、加害児童に対するケアも行う。
- ・加害児童が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで指導を行う。

(ウ) 全校児童への対応

- ・SNSや掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを伝える。
- ・SNSや掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定され、特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあり、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを伝える。
- ・SNSや掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながることを伝える。

(エ) 保護者への対応

- ・被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会をもち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。
- ・加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発

させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

- ・必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

(オ) 関係機関との協力

- ・児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、必要に応じて関係機関等の協力を求める。

⑤ いじめの解消に関すること

(ア) いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(a) いじめに係る行為がやんでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）

なお、相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(b) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身のく痛を感じていないと認められること。この場合は、被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等対策委員会の設置

(ア) 目的

いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(イ) 構成および開催

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他（校長先生が必要を認める者）とする。毎月「いじめ防止対策委員会」を開催する。

(ウ) 活動内容

委員会の活動内容は、①学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成 ②研修会の企画立案 ③アンケートの実施と結果報告 ④未然防止の取組 ⑤早期発見の取組 ⑥各クラスの状況報告等とする。

② 個別のいじめに対する措置

(ア) いじめの事実確認

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるに直ちに情報を共有する。
- ・その後は、「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害、加害児童の保護者に連絡する。

(イ) いじめを受けた児童と保護者に対する支援

- ・いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくるとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(ウ) いじめを行った児童に対する指導及び保護者への助言

- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(エ) 関係機関との連携および教育的措置

- ・必要に応じて、いじめ・体罰解消サポーター、スクールカウンセラー、トータルサポートセンター職員、児童相談員、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者、下妻警察署職員など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめの再発を防止する措置をとる。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）があると認めるとき。

② 重大事態調査委員会の設置

- ・学校の設置者（下妻市教育委員会）が協議会を設置することとする。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・第22条に基づく「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態に関わる調査は、学校の設置者（下妻市教育委員会）が設置する附属機関が調査を行う。
- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・これまでの学校で専攻して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

④ 調査結果の提供および報告

- ・調査より明らかになった事実関係について、設置者から地方公共団体の長等に情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

⑤ 再発防止策の策定

- ・調査結果を受け、いじめの予防と再発防止策を検討、策定するとともに、自校の体制を見直し、改善を図る。

(4) 学校評価における留意事項

① 評価項目

- ・いじめの防止等に向けた取組（日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題や適切な対応、組織的な対応等）が評価される項目とする。
- ・各学期末、年2回実施することとする。

② 結果の公表

- ・いじめの防止等に向けた取組について学校評価を行い、その結果を下妻市教育委員会及び保護者・地域に報告・公表する。

3 その他

○ 教職員の研修

- ・いじめの防止等に向けた取組を学期ごとに評価・集計し、その結果の分析を全教職員で行うことにより、いじめ防止等に向けた取組の周知徹底を図る。
- ・国立教育政策研究所が作成した「生徒指導支援資料」1～7を用いて、いじめ防止推進の研修を行っていく。

○ 相談機関リスト

下妻市教育委員会指導課	0296-40-0746
下妻市子育て支援課	0296-45-8120
下妻市スクールサポートセンター	0296-30-1919
筑西市児童相談所	0296-24-1614
下妻警察署 生活安全課	0296-43-0110
茨城県教育研修センター（子ども教育相談）	0296-71-3870
県西地区いじめ・体罰解消サポートセンター	0296-22-7830
子どもホットライン	029-221-8181
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）